

一般社団法人日本社会福祉学会 入会のご案内

(2019年12月14日更新)

本学会への入会をご希望される方は、下記「入会基準」を満たしていることが条件となります。

その上で、本学会ホームページに掲載している一般社団法人日本社会福祉学会の「定款」、「一般社団法人日本社会福祉学会倫理規程」および「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」を必ずご一読いただき、定款ならびに倫理規程等に則り学会活動を行い、入会金・年会費を滞納しないことを誓約することができれば、入会をお申込みください。

入会申込書は下記要領に従って記入し、一般社団法人日本社会福祉学会会長宛にお送りください。

I 入会基準

本学会の入会基準は下記事項の全てを満たす者とする。

- (1) 社会福祉学およびこれに関連する研究に関心と意欲のある者
- (2) 4年制大学を卒業またはそれと同等の学力を有すると認められる者(大学院在籍等)
- (3) 本学会会員である2名の推薦人を有する者

【付記】

但し、上記(2)(3)の各基準を満たしていない者は、入会申込書に本人の履歴書及び研究業績(著書、論文、調査報告書及び学会報告等)を添えて申し込むことができる。提出書類をもとに理事会が個別審査を行うものとする。

II 入会申込書記入要領

- (1) 申込書のデータはすべてコンピューターに入力しますので、楷書で記入してください。パソコンにて必要事項を直接入力することもできます。お名前の欄には必ず押印してください(外国籍の方で印鑑をお持ちでない方は、空白部分にサインをお書きください)。
- (2) 所属機関の名称は、教育機関(大学及び短期大学等)の場合は、学部・学科まで、その他の機関または施設等の場合は、部・課・係までをご記入下さい。大学院に在学中の方は、研究科名・専攻名まで記入してください。
- (3) 学歴は最終学校、卒業年(西暦)を記入してください。

- (4) 研究業績及び経歴(職歴)については、可能な限り詳細に記入してください。
- (5) 現在の研究テーマについては、入会審査の際の判断材料に致しますので、必ず詳細に記入してください。
- (6) 入会には本学会会員 2 名の推薦が必要です。推薦人の署名、捺印及び会員番号の記入をお願いしてください。
- (7) E-mail アドレスは、ご自宅とご所属先の両方、またはどちらか一つを必ずご記入ください。
- (8) 入会後の会費請求先と資料(学会誌等)送付先は、[自宅]か[所属先]のいずれかを選ぶことができますので、入会申込書の該当欄に○で囲んでください。
- (9) ※①「研究分野」については、下記の【研究分野・専門領域】より三つ選んで、番号と分野・領域名を記入してください(カッコ内の文字は記入しなくて結構です)。

【専門分野・研究領域】

1. 社会福祉理論
2. 社会福祉哲学・思想 (含：宗教・倫理／価値論・権利論・正義論・平等論等)
3. 社会保障 (社会保障論・社会保険論・年金／医療保障・介護保険等)
4. 社会福祉政策 (理論・供給論・平等論等)
5. 社会福祉行政・財政
6. 社会福祉歴史 (発達史：日本・欧米・アジア等)
7. ソーシャルワーク理論 (総論)
8. ソーシャルワーク方法論 (ケースワーク・グループワーク・コミュニティワーク・ソーシャルアクション・ソーシャルアドミニストレーション・ケアマネジメント等)
9. ソーシャルワーク実践モデル理論 (ナラティブ・エンパワメント等)
10. 貧困と排除 (公的扶助・差別・不平等等)
11. 児童福祉 (発達・保育・養護・虐待・非行等)
12. 障害者福祉 (障害学・身体／知的／精神障害等)
13. 高齢者福祉 (老年学・要介護性・認知症等)
14. 家庭・家族福祉
15. 地域福祉 (地域分析・コミュニティケア・福祉運動・当事者組織・NPO 等)
16. 司法福祉 (更生保護等)
17. 女性福祉・ジェンダー
18. 保健医療福祉 (MSW・PSW 等)
19. 産業福祉・労働福祉
20. 国際福祉 (国際比較分析・NGO・国際ソーシャルワーク等)
21. 介護福祉 (ケアワーク等)
22. 居住福祉 (住宅・居住性・住居環境・バリアフリー等)
23. 社会福祉教育 (教育論・教育法・演習・実習等)
24. 福祉工学 (リハビリテーション機器・福祉用具・ユニバーサルデザイン等)
25. 関連学領域 (経済学・社会学・政治学・法学・行政学・財政学・心理学・医学・看護学・リハビリテーション学・保健学・工学・哲学・倫理学・宗教学・教育学)

Ⅲ 入会審査及び承認

本学会への入会は、理事会による審査を経て承認されることとなります。理事会は年5回(5月頃、7月頃、9月頃、12月頃、3月頃)開催されることになっていますので、直近の理事会で審査されることとなります。この結果については本学会事務局から通知します。

Ⅳ 会費

入会承認後、本学会事務局から郵送にて入会承認のご連絡をいたしますので、会費納入方法をご確認の上、速やかに振込みをお願いします。入会金及び年会費の納入後、正式に正会員となりますので、入会決定通知他関係文書を郵送いたします。

Ⅴ その他

- (1) 入会金 1,000 円と年会費 10,000 円の計 11,000 円をお納めいただいて後、正式に正会員として登録されます。入会年度(但し、3月入会者は翌年度)末までに入会金・会費をお納めいただけない場合は、入会の承認は無効となり、「入会取消」となってしまいますので、ご注意ください。(入会取消となった場合は、推薦人の方にご報告すると共にお名前・ご所属先を公表させていただく予定です)
- (2) 会費を3年間滞納された場合は、定款第9条4項により、滞納3年目にあたる年度末に、会員の資格を喪失することとなりますので、ご注意ください。(会員の資格を喪失された場合は、お名前とご所属先を公表させていただく予定です)
- (3) 過去に本学会会員となられ、上記の会費滞納を理由に資格喪失された方が、再入会を希望される場合は、未納会費をお支払の上、入会申込書をご提出ください。入会された場合は、新規正会員となり、以前の会員番号ではなく新たな会員番号を付与いたします。